

錯綜する「護憲」運動論

——五十嵐仁著『活憲』を読んで

高橋 彦博

- 1 本稿における「論点提起」の経過
- 2 目次構成に見る「活憲」論の問題点
- 3 「活憲」論と渡辺治氏の「九条の会」論
- 4 「活憲」論と松下圭一氏の「市民立憲」論
- 5 「活憲」論と森戸辰男の「生存権」論
- 6 「活憲」論と高野岩三郎の「共和国憲法」論

1 本稿における「論点提起」の経過

五十嵐仁氏のホーム・ページへのアクセスは70万ヒットを超えているという。いまどき社会科学関係の書籍で発行部数が1万を超える例はほとんどないであろうから、情報接触度測定の見点でカウントすれば、五十嵐氏のホーム・ページにおける「情報伝達力」はおそろべき高水準に達していることになる。

その五十嵐氏のホーム・ページのある期間について、プリント・アウトを行い、編集作業を加えて冊子形態の一書としたのが昨年の暮れに刊行された『活憲―「特上の国」づくりをめざして』（山吹書店&積文堂、2005年12月、231ページ）であった。

日録と言える連日の書き込み記事であったのであろうが、論点の提示、論点の解明、積極的提案などにおいて文脈の明確な構成になっていて、ホーム・ページにありがちな「日常のおしゃべり」あるいは「床屋政談」の域から脱した現状分析に関する一書として読み通すことができる内容となっていた。ただし、五十嵐氏の「活憲」論には、憲法論の展開としては検討を加える必要があると思われる箇所が何点かあったので、以下、それらについて意見を述べることにしたい。

実は、過日（'06年1月22日）、大原社会問題研究所の月例研究会において五十嵐氏による報告『「活憲」論研究序説』がなされた。私は、研究会のための「論点提起」として「活憲論をめぐる理論的環境」と題するメモを作成、同氏に届けた。研究会の席上、同氏から私が提起した論点について回答を頂戴したのであるが、時間の制限もあり、「研究序説」に関する討議としては十分な意見の交換をすることができなかった。それで、今回、より詳しい「論点提起」をさせていただくことにしたという経過である。

2 目次構成に見る「活憲」論の問題点

題名から明らかなように、五十嵐氏の今回の書は現行憲法の「改正」を批判する立場から現行憲法の「意義と可能性」の再認識を求める「論憲」の書となっている。五十嵐氏の言う「活憲」とは、「憲法の基本理念にもとづいた政治を実現し、憲法を日々の暮らしに活かすこと」であり、そのような意味における「国づくり」の運動のことであった（「はしがき」）。

ところで、五十嵐氏の今回の書は、「論憲」の書としては避けて通るべきではない重要な論点について立ち入りを避け言及を避けていることが「目次」において明らかとなっている。「目次」の構成は次のようになっていた。

序 章 この日本を「特上の国」にしたい—そのための戦略が「活憲」

第一部 「戦争できる国」になってもいいのか

第1章 「戸締まり」防衛論の虚妄

第2章 何からどのようにして国民を守るのか

第3章 「属国」から「自立した国」へ

第二部 「もう一つの日本」をめざして

第1章 この国の何が問題なのか

第2章 「活憲」による人づくり、国づくり

第3章 「今、そこにある危機」への対応

終 章 この日本を、「特上の国」にするために

すなわち、この書では、「活憲」なる議論に先行し、今日、同時に展開されている他の護憲運動論についての見解が述べられていない。次いで、この書ではこれまでの膨大な憲法研究史の蓄積に関する考察が示されていない。五十嵐氏がこの書に「研究序説」としての位置づけを与えている以上、同じ護憲論としての方向における論議の状況と経過について、その検討と評価を求めてもないものねだりにはならないであろう。私のこの書についての「論点提起」は、そのような批判点の提示を意図するものであった。

3 「活憲」論と渡辺治氏の「九条の会」論

（1）護憲運動の今日的展開

五十嵐氏の『活憲』が刊行される半年ほど前に、渡辺治氏（一橋大学）による『憲法改正—軍事大国化・構造改革から改憲へ』（旬報社、05年7月）が発表されている。渡辺氏のその書においては、同氏によるこれまでの研究成果である『日本国憲法「改正」史』や『憲法「改正」の争点』などを十分にふまえた論議として、改憲動向の今日の実態と改憲動向の新段階の特徴が意欲的に解明されていた。

注目されるのは、渡辺氏の新著である『憲法改正』が、改憲動向の現状把握に終わることなく、それはそれできわめて示唆的な分析に満ちていたのであるが、加えて、改憲派の論理に対置される「護憲」派の運動の展開状況についてかなり斬新な把握を試みていたことであった。

渡辺氏によれば、いまや「護憲」運動は、これまでのような「憲法擁護の運動」ではなく「憲法を完全実施する国家づくり」の運動になっているのであった。「護憲」運動が到達した新地点において、憲法は擁護されるべき対象にとどまることなく運動目標として理解されるにいたっているものであり、日本国憲法は「二一世紀の国家づくりのマニフェスト」になっているのであった。渡辺氏の憲法運動論は、五十嵐氏の「活憲」論と同じ「積極護憲」論であるだけでなく、五十嵐氏に先行する「国づくり」論となっていた。

その渡辺氏は、戦後一貫する改憲派の動向が、同じく戦後一貫する「憲法九条擁護」派の存在によって阻止され、憲法典第9条が今日も強力な改憲阻止の機能を發揮している事実を指摘する。そして、そのような「憲法九条擁護」派の存在と憲法典第9条の存在が發揮している現実機能の「象徴」としてあるのが、今日、全国的に拡まっている「九条の会」の運動であることを指摘する。渡辺氏の「国家づくり」運動の担い手として設定されているのは、2004年6月に発足してからわずか1年で2000に達している「九条の会」であった。

（2）五十嵐氏の「活憲」論と「九条の会」との関係

ところで、五十嵐氏の新著『活憲』は、なぜか、渡辺氏の新著『憲法改正』に一言もふれることをしていない。また、五十嵐氏の運動論である「活憲」論が渡辺氏の運動論である「九条の会」評価とどのような関係におかれることになるのか、それについて一言の説明も試みていない。

渡辺氏によれば、「九条の会」は「バージョンアップした社共共闘」を目指しているが「統一戦線組織ではない」とされている。さらに、「九条の会」は「九条改正反対の声」の「ネットワーク」であるとされている。かつての「統一戦線」ではない新たな「声のネットワーク」として「社共共闘」、すなわち「安保共闘」の再生が「九条の会」に求められているのであるが、このような運動論を『活憲』論はどのように評価するのであろうか。一言あってしかるべきであった。

ちなみに、私の見解では、新しい社会運動の展開に「60年安保よう一度」とオールド左翼の夢を託することは避けるべきである。それは、せっかくの大衆運動における自発性發揮の芽をむしりとることになる。

4 「活憲」論と松下圭一氏の「市民立憲」論

（1）護憲運動の「創憲」運動としての展開

五十嵐氏の「活憲」論よりはやく、そして、渡辺氏の「九条の会」論よりもはやく提唱されていたのは「創憲」論であった。湾岸戦争後の状況で、「条文護憲」の立場からの脱却を目指した当時の日本社会党が「平和憲法の理念を生かす」方向に踏み切り、そこで採用したのが「創憲」論であり、命名者は山口二郎氏（北海道大学）であった。1993年のことである。

今日の「論憲」状況にあって、五十嵐氏の「活憲」論がふれなかったのは「九条の会」論だけではなかった。五十嵐氏は、「創憲」論についても一言もふれることをしていない。ところで、渡辺氏の「九条の会」論もまた「創憲」論について一言もふれることをしていない。今日、「護憲」運動論は錯綜しているのであった。

「創憲」論については、松下圭一氏（法政大学）による総体的把握を参照することにしたい。松下氏の『市民立憲への憲法的思考—改憲・護憲の壁をこえて』（生活社、04年4月）においては、

「創憲」という表現が採用されているわけではないが、「創憲」論の多面的展開が理論的に整備され「市民立憲」論として把握されている。

松下氏の「市民立憲」論が求めているのは、「国家統治」型憲法理論の「市民自治」型基本法理論への転換である。松下氏は言う。

- (a) 憲法を基本法としてとらえるのはヨーロッパ中世の立憲主義の残滓であって、今日の憲法は「市民章典」(constitution)としてとらえられなければならない。たとえば、シビル・ミニマム論が生活権を確定し、地方分権論が地方自治を定位させ、憲法的秩序は「国家統治」の領域に限定されることなく「市民自治」における法の支配となっている。状況観察の視点として確定されているのは「国づくり」の視点ではなく、「最適政治」のシステムを志向する視点である。
- (b) 現行憲法の運用によって「分権改革」が実現し、「政府」概念の、自治体、国家、国際機構への三分化が確定した。もはや、「政府＝国家」ではなく、基本法も、自治体基本条例、憲法、国連憲章へと三分化している。そこで求められているのは市民多数派による条文の修正(修権)であり、条文の追加(加権)であり、そして、関連法の整備(整憲)であった。いずれにせよ、「憲法運用」についての「習熟」であり「熟成」であり、「社会工学」であった。(すなわち「創権」であった。…高橋)

松下氏の分析によれば、「改憲派と護憲派」の対抗図式は、今日、両派の次のような特徴点をとらえて描かれるものとなっている。

まず、改憲派の理論的中枢部分には「日本版ネオコン(新保守主義者)」ともいうべき若手政治家たちが組み込まれている実態がある。これら若手政治家たち(某政経塾出身の若手政治家たち…高橋)に見ることができるのは「国家統治型の使命感」であり、そこへの「自己陶醉」であった。ただし、このグループを支配する「使命感」発現の具体的形態となっているのは国家主義的発想における「憲法条文の修正・追加」であり、このグループの改憲論議において現行憲法の「全面改正」論は姿を消している。

他方、護憲理論の今日的形態となっているのは、憲法運用論の政治争点としての設定であった。具体的には、憲法関連法の改革・整備であり、集権国家体制の多元社会への転換構想における「修憲」「加憲」「整憲」の作業であった。そのような「創憲」動向の端的な例として「2000年分権改革」があった。ここで、「機関委任事務」方式が廃止され地方自治法が根本改定された。「国体」は未変更のまま「政体」について「構造改革」がなされた。

この「2000年分権改革」における「革命」とも言える政治構造の転換をもたらしたのは、戦後民主主義の凝縮としての「自治体改革」であり、「憲法運用」で発揮された市民の側のイニシアティブであった。今日、「2000年分権改革」は「市民立憲」のモニュメントとなっている。そして、この「創憲」論としての「2000年分権改革」評価に示されているように、松下氏の「市民立憲」論は「国づくり」ではなく「最適政治」のシステム志向であった。

(2) 国家機構論と社会システム論の接合視点

ところで、五十嵐氏の「活憲」論においては『「特上の国」づくり』が目指されていて、そこにあるのは明らかな国家機構をめぐる改革構想であった。その点では、渡辺氏の「九条の会」運動論

と同じ国家主義的な基本発想に立脚していた。そこで私はあえて問題提起を試みるのであるが、そのような五十嵐氏の「活憲」論において、機構論とシステム論の架橋が理論的課題とされることはありえないであろうか。このような突飛な論点提起を行うのには理由がある。

五十嵐氏の今回の『活憲』でとくに注目される点であるが、五十嵐氏はこの新著でこれまでの氏になかった新境地の社会運動評価の視点を提示している。氏は、最近の心境変化における到達点として30有余年前の「全共闘運動」の積極面に対する評価があると述べている（p.217）。私としては使命感にとらわれた「持ち込み理論」からの脱却を大いに歓迎したいのであるが、それはともかく、参加型大衆運動評価の地点に達した五十嵐氏である以上、渡辺治氏の「九条の会」の運動論と松下圭一氏の提示する「市民立法」の運動論を架橋する論理を模索する可能性がそこにはないわけではないと思えるのである。

5 「活憲」論と森戸辰男の「生存権」論

（1）「押し付けられた憲法」説から「賞味期限切れ」論へ

憲法改正に関する「憲法調査会」には、政府のそれと国会のそれと二種類あった。1964年に「政府の憲法調査会」が最終報告書を発表してから、2005年に「国会の憲法調査会」が最終報告書を発表する間に改憲派の動向に大きな空白があり大きな転換があった。

渡辺治氏が『憲法改正』に発表した「主な改憲案の年表」を見ると、1960年代後半から1980年代にかけて改憲派の動向にほとんど空白と言える時代が生じていたのを確認できる。空白期に入る前の段階における改憲派の論調はもっぱら「押し付けられた憲法」説を唱えるところにあった。しかし、そのような改憲派の論議には、護憲派からの反論として「制定手続きの正当性」論が説かれた。改憲派は新憲法が制定後、一定の年を経過後にその有効性が国会で再確認されている事実経過を指摘された。あるいは、押し付けつけられたと言いながら「全面改定」でなく「部分改定」を言う論理矛盾を衝かれた。そこで、改憲派は十分な反論ができないまま改憲論空白の状況に立ち入ったのであった。

改憲派の議論が息を吹き返したのは、日本国憲法成立50周年の時点においてであった。そこで登場した新たな改憲論は、現行憲法の「賞味期限切れ」を説くものとなった。「明治憲法」に寿命があったように「昭和憲法」にも寿命があるとするのが新たな改憲論の主張であった。憲法典の「耐用年数」を指摘する新たな改憲論のキャンペーンの先頭に立ったのは『読売新聞』社の憲法研究会であり「社論」であった。

（2）湾岸戦争を眼前に立ちすくんだ「条文護憲」論

他方、護憲派の論理構成において、日本国憲法の「制定手続きの正当性」を説く議論は「押し付けられた憲法」説を押し返す論理としては有効性を発揮したが、新たな改憲論である「賞味期限切れ」説に対しては受け身にならざるをえなかった。「制定手続きの正当性」を説く議論は「憲法の変遷」事態への対応としては無力であったのである。湾岸戦争の局面展開に護憲の論理は立ちすくんだ。

ここで、おくらばせながら「創憲」などの「市民立法」運動論が提起されることになった。護憲派は、戦後50年、護憲運動の基本的立場となっていた「条文護憲」の一線を越える姿勢をようやく

示すことになった。

今日、護憲派を代表すると評価されている「九条の会」も必ずしも「条文護憲」派の結集とはなっていない。五十嵐氏の場合で見ても、1998年にもはや単純護憲論の段階ではないとして「攻勢的護憲論」の構想を明らかにしていた (p.208)。護憲論の新たな立場として「攻勢的」であることの立場が明らかにされた上での2005年における「活憲」論の提起であった。

(3) 日本国憲法の自生的要因を構成する生存権規定

ところで、日本国憲法史における「制定手続きの正当性」論が「押し付け憲法」論を撃破したあと「賞味期限切れ」説に対して受け身にならざるをえなかったのには理由があった。「制定手続きの正当性」論には「日本国憲法の自生的要因」を見る視点が十分に備えられていなかったのである。

日本国憲法の成立史を見れば、GHQ草案が提示され実質的な「憲法議会」が開設される前に、帝国憲法体制下における何点もの自生的新憲法草案が「私擬憲法」として提起されていた。そこにあるのは形式的な「正当性」に限定されない歴史的で実質的な「正統性」であった (参照：拙著『日本国憲法体制の形成』青木書店、1997年)。「制定手続きの正当性」論は手続き論の水準にとどまることなく、「昭和憲法」における「明治憲法」の歴史的継承関係にまで考察を深化させ、日本国憲法の「自生的要因」の把握から、日本国憲法の「正当性」論議を「正統性」確認で補強すべきであった。

私には、渡辺治氏の『憲法改正』は、日本国憲法の「自生的要因」の認識に不十分さがあったこれまでの護憲論の代表例になっているように思える。渡辺氏においては、最近の改憲策動が「九条問題」に限定されることなく「憲法の全面改正」を求める方向性も示すに至っている事態が指摘されていた。また、改憲派の「全面改正」の動向にあつては第9条の改正だけでなく第25条の削除が浮上している事態が見落とされることなく指摘されていた。しかし、渡辺氏において、見方によっては第9条改廃の動向より深刻な憲法原理の改定を意味しているであろう第25条改廃の動向について、その問題性の認識が示されることはなかった。

渡辺氏において「生存権規定」は「朝日訴訟」や「堀木訴訟」の領域においてのみとらえられていた。そもそも、渡辺氏においては「プログラム規定」の評価に積極的でなく、「プログラム規定」としての「生存権規定」に憲法体系における中軸としての位置づけが与えられることがなかった。憲法第25条を取り巻く環境は憲法第9条を取り巻くそれに比べ「分厚くはなかった」とするのが渡辺氏の憲法理解であった。

日本国憲法の「自生的要因」を第25条となる「生存権」規定の歴史的背景においてとらえるならば、日本国憲法の「社会法」体系としての特色が確認され、そこで確認された現代憲法としての特色は、日本国憲法に20世紀憲法としての、さらには21世紀憲法としての展開可能性を十分に付与するものとなるはずであった。

(4) 大原社研から発信された生存権規定

五十嵐氏の『活憲』もまた憲法典第25条の評価と位置づけにおいて渡辺氏と同様の理解を示していると見受けられる。五十嵐氏においても、日本国憲法の全体構造において第25条の生存権規定が占めている位置が注目され、社会法体系の原点として評価される積極性が示されることがなかつ

た。

五十嵐氏の『活憲』においては、日本国憲法が「正規の手続き」を経て成立していること、その際、GHQ草案に対して「約一〇〇項目の修正」がなされた憲法制定経過があったことなどが簡潔にとらえられている（p.70）。しかし、五十嵐氏の『活憲』において、憲法典第25条の「生存権規定」の創生過程に凝縮されている歴史過程がとくに注目され、日本国憲法の意義が現代法としての生命力において論じられることはなかった。

ここで、五十嵐氏の『活憲』に特別な注文がなされることになる。日本国憲法の創生過程にあって憲法第25条の生存権規定を挿入する中心となったのは森戸辰男であった。森戸は大原社研の中心人物であった。五十嵐氏の「活憲」論が同じ大原社研の場から発信される憲法論である以上、五十嵐氏は、森戸辰男の再評価を含む憲法概念としての生存権の意義と可能性についてとくに声を大きく論じるべきではなかったであろうか。

6 「活憲」論と高野岩三郎の「共和国憲法」論

（1）君主制を風化させる歴史的英知

憲法改正についての論議が錯綜する21世紀初頭の今日、憲法改正問題の文脈とは異なった地点から提起された皇室典範改正問題が政治日程化している。皇室会議の議長である内閣総理大臣の私的諮問機関として設けられた「皇室典範に関する有識者会議」が、2005年11月、皇室典範改正に関する報告書を提出した。皇室典範改正問題の自然史的要因における政治的浮上という事態は、天皇制の制度的疲労の表明であり、歴史的「風化」過程の表出にはかならなかつたが、そこには、「風化」を促進する「有識者」による「英知」が潜められていたと見るのが妥当であろう。

皇室典範の政治日程化は、憲法改正問題とは異なった社会的文脈から浮上している。しかし、女性天皇の法的承認を課題とする皇室典範改正は、日本国憲法第一条である天皇条項と日本国憲法第14条における法の下での平等原則条項との間に整合性をもたらし「整憲」作業であり、まさに憲法問題であった。首相の諮問機関としての「有識者会議」の報告書提出によって、天皇制問題の憲法改正問題への組み込みがなされたのであった。もはや、憲法改正問題は天皇制のあり方論議を避けて通ることができなくなっている。

ここで疑念を抱かざるをえないのは、五十嵐氏の「活憲」論における天皇制問題への対応である。「明治憲法」から「昭和憲法」に到る二つの憲法体制の基底を構成し、そこで「憲法変遷」過程を通じ巧みな状況対応を演出して見せて今日に至っている憲法原理としての天皇制であった。五十嵐氏の「活憲」論には、その天皇制を直視し、天皇制と原理的に対峙するという緊張した姿勢が見受けられないのである。

五十嵐氏は言う。「改憲世論が多くなりつつある現状」では、「基本的」には「これ（現行憲法）でいいんじゃないの」という姿勢で対応し、「大きな見解の相違がある条文については保留」したい（p.208）。要するに「基本的に、現行憲法で不都合はない」と考えるのであった（p.213）。すなわち、五十嵐氏が言う「特上の国」づくりとは、「ふつうの国」における「ふつうの市民」生活を満喫している立場から「あえて言えば『特上』がいい」という要望にすぎないのであった。

（２）高野岩三郎における状況との緊張した対峙姿勢

大日本帝国憲法の半世紀余の歴史において、また、日本国憲法の半世紀余の歴史において、あわせて120年にもなろうとする日本の憲政史において、憲法的秩序と君主制の関係はつねに追究される歴史課題となって今日にいたっている。そこにあるのは、三つの世紀にまたがる社会的動向と憲法原理との間の緊張関係であった。この緊張関係において、当時の大原社会問題研究所から提起されたのが高野岩三郎の「共和国憲法私案」であった。高野岩三郎は、第二次大戦終了直後の時点で、自身の憲法構想を「日本共和国憲法私案要綱」としてまとめ、当時、発行部数が数十万部とされた大衆誌『新生』に発表した。発表された高野の憲法構想の特徴は次の諸点にあった。

まず第一に、高野の共和制論議は、憲法を憲法典においてとらえる憲法学的立場を超え、憲法を社会構造（constitution）として把握する立場に立っていた。そもそも、第一次大戦直後に大原社研が設立されるにあたって、高野が森戸や大内兵衛などに示した長期プランがあり、それは「最も合理的なる社会の構成」（高野日記）であった。この構想を受けて、高野が第一次大戦終了直後の時点で、設立当初の大原社研における出版活動として選定したのは、ウェッブ夫妻が社会主義インターの要請でまとめた『大英社会主義国の構成（constitution）』であった。さらに、第二次大戦終了直後における「戦後改革」の始点において、高野が大原社研の作業として指示したのは『大英社会主義国の構成』の再刊であった。高野の憲法観念は、憲法典が存在しないイギリスの状況で展開された社会の「構成（constitution）」構想を受容するものであった。そこにあるのは「社会づくり」構想ではあっても「国づくり」構想ではなかった。

第二に、高野の「共和国憲法私案」の提示は、美濃部達吉の「憲法変遷論」に同調する立場でなされていた。高野は、「共和国憲法」構想は「帝国憲法の由来と推移」をふまえて描かれたものであるとしている。高野による「共和制」の提起は、天皇制の「廃止」を求めるのではなく、天皇制を大統領制に「代え」ることを求めるものであった。また、「現行憲法を改正」し「政体を変更する」ことを求めるものであった。美濃部が帝国憲法体制下で模索した特殊天皇制の普遍的君主制への自然史的転換という手続きが、高野においては、帝国憲法における君主制の日本国憲法における共和制への自然史的転換という手続きとして踏襲されていた。自然史的転換において「国づくり」は「社会づくり」に醇化されていた。

日本国憲法の創生過程でなされた高野の「共和国憲法私案」の提示は、自ら「社会研究」（Sozialforschung）のセンターであると名乗っていた大原社研の場でなされた「時務の論理」（三木清）への対応であり、学問的品位の発揚であった。高野の「共和国憲法私案」の提示から60余年が経った。今や、日本国憲法の改正論議の渦中であって、憲法第1条における象徴天皇制の運用課題が政治日程化しつつある。それにもかかわらず、五十嵐氏の「活憲」論には、社会研究の現場からなされる「時務の論理」への緊張感に裏付けられた対応姿勢が欠落しているのではないかと、私は、そのことに疑念を抱くのである。

（五十嵐仁著『活憲－《特上の国づくりをめざして》』山吹書店&積文堂、2005年12月刊、231頁、定価1,600円＋税）

（たかはし・ひこひろ 法政大学名誉教授）